相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県秩父市上吉田四三八〇番地、最後の住所埼玉県秩父市上吉田四三八一番地二
被相続人　亡　古川金一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十六日
埼玉県秩父市道生町三―六
相続財産管理人　新井兄三郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市中央区都町一丁目八一三番地、最後の住所千葉県袖ケ浦市蔵波三一〇八番地一福祉センター更生園
被相続人　亡　髙山　智

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十六日
千葉県木更津市清見台南三丁目一一番九号
相続財産管理人　鬼形　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区西品川三丁目七八八番地、最後の住所東京都品川区西品川三丁目一九番八号
被相続人　亡　新井　孝久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十六日
事務所東京都港区東新橋一―一―二一今朝ビル九階　相続財産管理人　三浦　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区東矢口三丁目一三〇番地、最後の住所東京都大田区池上七丁目一六番七号池上コーポラス一〇三
被相続人　亡　関　由夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十六日
事務所東京都港区東新橋一―一―二一今朝ビル九階　相続財産管理人　田村　香代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県韮崎市神山町鍋山一六六三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　輿石　永木

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十六日
事務所東京都港区虎ノ門一丁目一番二一号
新虎ノ門実業会館八階長尾敏成法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松岡　直哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県十日町市馬場丁一二四二番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　村山　一榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十六日
事務所新潟県長岡市幸町一丁目一番八号
相続財産管理人　司法書士　長谷川　弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県亀山市野村一丁目五五七番地八九、最後の住所三重県亀山市野村一丁目一三番一号
被相続人　亡　川村　和久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十六日
石川県金沢市尾張町一丁目五番二五号敦賀法律事務所
相続財産管理人　弁護士　敦賀　彰一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市大津ヶ丘四丁目五番、最後の住所長野市川中島町四ツ屋一三六二番地の九
被相続人　亡　塚田　康夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十六日
長野県長野市県町四六〇番地二長教ビル三階戸崎法律事務所
相続財産管理人　弁護士　龍口　基樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県中野市大字中野二〇五六番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　水野　邦彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十六日
長野県長野市県町四六〇番地二長教ビル三階戸崎法律事務所
相続財産管理人　弁護士　龍口　基樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県袋井市村松二一四二番地二、最後の住所静岡県袋井市村松二二二〇番地
被相続人　亡　守屋知恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十六日
静岡県浜松市中区鴨江三丁目七番一二号
相続財産管理人　弁護士　原　拓也

第13期決算公告

平成23年10月26日
大阪市中央区南久宝寺町４丁目４番６号
株式会社ギャラント
代表取締役　釘本　光弘

貸借対照表の要旨
（平成23年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	293,648
	固定資産	6,271,286
	合計	6,564,934
負債及び純資産の部	流動負債	799,185
	固定負債	6,356,320
	株主資本	△ 590,570
	資本金	20,000
	利益剰余金	△ 610,570
	その他利益剰余金	△ 610,570
	（うち当期純利益）	(94,891)
	合計	6,564,934

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。
平成二十三年十月二十六日
大阪市中央区南久宝寺町四丁目四番六号
（甲）株式会社ギャラントビル
代表取締役　安原　正和
大阪市中央区南久宝寺町四丁目四番六号
（乙）株式会社ギャラント
代表取締役　釘本　光弘

第90期決算公告　平成23年10月26日
静岡県浜松市中区木戸町３番１号
大和染工株式会社
代表取締役　加藤隆一郎

貸借対照表の要旨（平成23年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	224,006
	固定資産	1,345,968
	合計	1,569,974
負債及び純資産の部	流動負債	1,545
	固定負債	2,288,333
	株主資本	△719,903
	資本金	180,000
	資本剰余金	19,185
	資本準備金	19,185
	利益剰余金	△919,089
	利益準備金	45,000
	その他利益剰余金	△964,089
	（うち当期純損失）	(52,714)
	合計	1,569,974